

2023年2月16日

VCR サイバー保険サービス約款

第1条(目的)

VCRサイバー保険サービス(以下、「本サービス」といいます。)は、バリオセキュア株式会社(以下、「当社」といいます。)が販売するセキュリティー機器VCR116wPlus(以下、総称して「本装置」という。)を有する利用者(以下「サービス受給者」といいます。)にのみ適用されます。

この約款(以下、「本約款」といいます。)は、当社が提供する本サービスに適用される基本的な条件を定めるものです。

第2条(保険補償内容)

サービス受給者が保証される内容および金額は以下のとおりです。

内容	金額
損害賠償 ・情報漏えいまたはそのおそれ ・本装置で検知したサイバー攻撃	最大 100 万円/年
費用 ・事故対応費用 ・サイバー攻撃対応費用 ・情報漏えい対応費用 ・法令等対応費用	最大 100 万円/年

1. 上記の損害賠償および費用の合計金額の限度は、年間 100 万円とします。
2. 免責金額はありません。
3. 法令に反する行為に対する損害賠償請求は対象外となります。

第3条(補償対象外条件)

本サービスの補償対象外となる条件は以下のとおりとします。

1. VCR116wPlus を設置したネットワーク配下外で発生した被害
2. Microsoft 社がサポートしている WindowsOS 以外の端末の被害
3. 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、それらが提供されなかったことに起因して発生した被害
4. . その他、保険会社や当社が本サービス提供について不相当と判断した場合

第4条(対象期間)

サービス受給者が本サービスを受給できる期間は、本装置がアクティベートされた日からライセンス有効期限までとします。なお、本装置の導入した日より前に既に発生していたサイバー攻撃に起因する損害賠償請求は、対象外となります。

第5条(受付時間)

電話での受付時間は平日 10:00～18:00

※本サービスの最終受付は 17:00 までとなっております。

※年末年始として毎年 12 月 31 日～1 月 3 日は休み

第6条(本約款の変更)

当社は本約款に変更があった場合、サービス受給者の了承を得ることなく、本約款を随時変更することがあります。この場合には、改定後の約款を適用するものとします。なお当社のホームページに表示された時点より、効力を生じるものとします。

第7条(本サービスの終了)

当社は本サービスをサービス受給者の了承を得ることなく、3 カ月前に通知することで終了する場合があります。なお通知方法はホームページへの表示とし、表示された時点から 3 カ月後に終了します。

第8条(第三者への委託など)

当社は、本約款に基づく当社の義務の全部または一部を第三者に委託または請け負わせることができます。

第9条(免責事項)

天災地変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力等により本契約上の義務の全部、または一部の履行が遅延し、あるいは履行不能となった場合、当社は、その責めを負わないものとします。

第 10 条(紛争の解決)

本規定に定めのない事項および本規定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもって協議し、円満に解決を図ります。

本約款に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上